

議案審議

(1) 議案第 1 号

【岩手県決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案
に対する市の意見について（諮問）

議案第 1 号

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 7 年 9 月 1 8 日

滝沢市都市計画審議会長

滝都第0820001号
令和7年8月20日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 武田 哲



【岩手県決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について（諮問）

このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、令和7年7月7日付都第1-18号にて岩手県より意見照会があったため、滝沢市の意見回答案について貴審議会に諮問する。

記

意見回答案：異存なし

【岩手県決定】**盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する
市の意見について****1 都市計画変更の概要**

盛岡広域都市計画道路は、昭和 13 年の当初決定以降、社会情勢及び都市機能の変更に
対応するため、数次の見直しを経て、175 路線、約 328.22 kmを計画決定してきたところであ
る。

3・3・138 号藤沢永井線は、盛岡広域都市圏の放射道路機能のほか、国道 4 号沿線の市街
地を回避し、道路交通の機能分担を図る主要幹線道路であり、国道 4 号の円滑性、安全性の
確保や物流拠点、第三次医療施設へのアクセス性強化を目的とし、令和 4 年に紫波郡矢巾町
大字藤沢から盛岡市永井までの区域を都市計画決定したものである。

今回、事業進捗に伴い 3・3・138 号藤沢永井線に係る、道路構造及び交差点部を変更し、
整備に必要な法面を新たに区域に追加しようとするものである。

また、道路構造の変更により幅員を 25.25m から 18.25m に変更しようとするものであり、
幅員の変更に伴い路線名を 3・4・138 号藤沢永井線に変更しようとするものである。

併せて、3・3・138 号藤沢永井線と交差する 3・3・9 号西仙北北川線、3・4・25 号矢
巾滝沢線の交差点周辺について、区域の変更をしようとするものである。

2 都市計画変更案に対する市の意見について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第
18 条第 1 項の規定により、都道府県が都市計画を変更する場合、関係市町村の意見を聴く
ものとなっている。令和 7 年 7 月 7 日付都第 1－18 号において、岩手県から本市に意見照
会があったことから、本市の意見を下記のとおり回答するものである。

・意見回答案：異存なし

資料 1

3・3・138号 藤沢永井線 L=7,210m W=25m N=4車線
3・4・138号 藤沢永井線 L=7,210m W=18m N=4車線

凡 例	
	都市計画道路 (岩手県決定 変更路線)
	都市計画道路 (滝沢市決定 変更路線)
	都市計画道路 (変更無し)

【岩手県決定 都市計画道路の変更概要】

番号 ※	路線名	延長	幅員	車線数	主な変更内容
3・3・138 3・4・138	藤沢永井線	7,210m	25m 18m	4車線	○道路構造幅員変更 25.25m → 18.25m ○幅員の変更に伴い、路線番号の変更 3・3・138号 → 3・4・138号 ○上幅都計（舗装面）→ 下幅都計 （法面を含んだ必要範囲） ○幹線街路3・4・47号西見前赤林線との交差部 構造形式の変更 平面交差 → 立体交差 ○幹線街路との平面交差、2箇所 → 1箇所
3・4・25	矢巾滝沢線	26,760m	18.5m	4車線	3・3・138藤沢永井線、 起点部修正による範囲変更
3・3・9	西仙北北川線	7,550m	25m	4車線	3・3・138藤沢永井線との 交差部の線形変更

※要量の仕方 (道路の場合) 区分 規模 一連番号 〇 : 〇 : 〇〇

【区分】

区公一、自動車専用道路 区公二、幹線街路 区公七、環状街路 区公八、幹線街路に相当する歩行者専用道 自転車専用道又は自転車歩行者専用道 区公九、幹線街路に相当する都市モノレール専用道路 区公十、幹線街路に相当する路面電車道

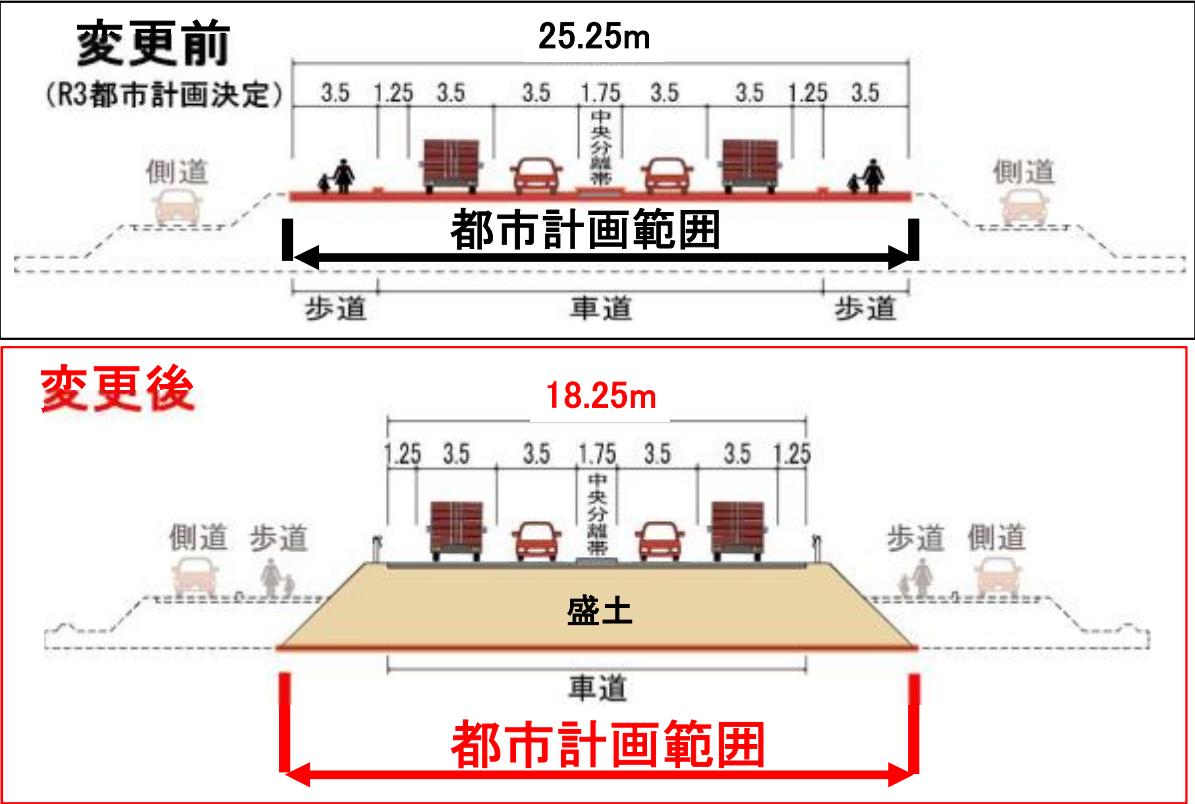
区分一：自動車専用道路 区分三：幹線街路 区分七：区画街路 区分八：特殊街路に相当する歩行者専用道、自転車専用道又は自転車歩行者専用道 区分九：特殊街路に相当する都市モノレール専用道等 区分十：特殊街路に相当する路面電車

一：幅員40m以上のもの 二：幅員30m以上

〔一連番号〕 当該都市計画区域毎に、区分毎の一連番号

主な変更内容

○ 3・3・138号藤沢永井線(国道4号盛岡南道路)の変更



	路線 番号	路線名	延長	幅員	車線数
変更前	3・3・ 138	藤沢 永井線	7,210m	25.25m	4
変更後	3・4・ 138	藤沢 永井線	7,210m	18.25m	4

新 旧 対 照 表

(新計画書)

盛岡広域都市計画道路の変更（岩手県決定）

都市計画道路中 3・3・138 号藤沢永井線を 3・4・138 号藤沢永井線に改め、ほか2路線を次のように変更する。

種別	名称	位置				区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・138	藤沢永井線	紫波郡矢巾町大字藤沢第 5 地割	<u>盛岡市下飯岡 2 0 地割</u>	紫波郡矢巾町大字上矢次第 5 地割	約 7, 210m		4 車線	<u>18m</u>		
	構造形式の内訳		紫波郡矢巾町大字藤沢第 5 地割	紫波郡矢巾町大字高田第 1 0 地割		<u>約 380m</u>	嵩上式		18. 25m		
			紫波郡矢巾町大字下矢次第 3 地割	紫波郡矢巾町大字下矢次第 3 地割		<u>約 530m</u>	嵩上式		<u>18. 25m</u>		
			紫波郡矢巾町大字下矢次第 5 地割	紫波郡矢巾町大字上矢次第 7 地割		<u>約 400m</u>	掘割式		<u>18. 25m</u>		
			紫波郡矢巾町大字上矢次第 7 地割	紫波郡矢巾町大字赤林第 6 地割		<u>約 1, 450m</u>	嵩上式		<u>18. 25m</u>		
			紫波郡矢巾町大字赤林第 2 地割	盛岡市下飯岡 2 0 地割		<u>約 1, 350m</u>	嵩上式		<u>18. 25m</u>		
						<u>約 3, 100m</u>	地表式		<u>18. 25m</u> ～ <u>33. 40m</u>	幹線街路と平面交差 1 箇所	

(旧計画書)

種別	名称	位置				区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・138	藤沢永井線	紫波郡矢巾町大字藤沢第 5 地割	盛岡市永井 1 地割	紫波郡矢巾町大字上矢次第 5 地割	約 7, 210m	地表式	4 車線	25m		
	構造形式の内訳		紫波郡矢巾町大字藤沢第 5 地割	紫波郡矢巾町大字高田第 1 0 地割		<u>約 360m</u>	嵩上式		18. 25m		
			紫波郡矢巾町大字下矢次第 3 地割	紫波郡矢巾町大字下矢次第 3 地割		<u>約 440m</u>	嵩上式		<u>25. 25m</u>		
			—	—		—	—		—		
			紫波郡矢巾町大字上矢次第 7 地割	紫波郡矢巾町大字広宮沢第 1 0 地割		<u>約 980m</u>	嵩上式		<u>25. 25m</u>		
			紫波郡矢巾町大字赤林第 4 地割	盛岡市下飯岡 2 0 地割		<u>約 1, 110m</u>	嵩上式		<u>25. 25m</u>		
						<u>約 4, 320m</u>	地表式		<u>18m</u> ～ <u>39m</u>	JR 東北新幹線と立体交差 JR 東北本線と立体交差 幹線街路 3・4・25 矢巾滝沢線と立体交差 幹線街路と平面交差 2 箇所	

(新計画書)

種別	名称	位置				区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・25	矢巾滝沢線	紫波郡矢巾町大字土橋第 10 地割	滝沢市 <u>巢子</u>	盛岡市津志田 15 地割	約 26, 760m	地表式	4 車線	18. 5m	JR 東北新幹線と立体交差 JR 山田線と立体交差 IGR いわて銀河鉄道線と立体交差 幹線街路 3・1・1 号土橋白沢線と立体交差 幹線街路 3・2・4 号津志田湯沢線と立体交差 幹線街路 3・4・27 号三本柳手代森線と立体交差 幹線街路 3・5・58 号下ノ橋更ノ沢線と立体交差 幹線街路 3・4・138 号藤沢永井線と立体交差 幹線街路と平面交差 29 箇所	幹線街路 3・4・138 号藤沢永井線との交差部の線形変更
幹線街路	3・3・9	西仙北北川線	盛岡市西仙北一丁目	紫波郡矢巾町流通センター南二丁目	盛岡市永井 12 地割	約 7, 550m	地表式	4 車線	25m	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路 3・2・4 号津志田湯沢線と立体交差 幹線街路と平面交差 13 箇所	幹線街路 3・4・138 号藤沢永井線との交差部の線形変更

(旧計画書)

種別	名称	位置				区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・25	矢巾滝沢線	紫波郡矢巾町大字土橋第 10 地割	滝沢市 <u>滝沢</u> 字 <u>巢子</u>	盛岡市津志田 15 地割	約 26, 760m	地表式	4 車線	18. 5m	JR 東北新幹線と立体交差 JR 山田線と立体交差 IGR いわて銀河鉄道線と立体交差 幹線街路 3・1・1 号土橋白沢線と立体交差 幹線街路 3・2・4 号津志田湯沢線と立体交差 幹線街路 3・4・27 号三本柳手代森線と立体交差 幹線街路 3・5・58 号下ノ橋更ノ沢線と立体交差 幹線街路 3・3・138 号藤沢永井線と立体交差 幹線街路と平面交差 29 箇所	
幹線街路	3・3・9	西仙北北川線	盛岡市西仙北一丁目	紫波郡矢巾町流通センター南二丁目	盛岡市永井 12 地割	約 7, 550m	地表式	4 車線	25m	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路 3・2・4 号津志田湯沢線と立体交差 幹線街路と平面交差 13 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：都市機能を確保し、健全な市街地の発展と交通の円滑化、沿道住民の利便性の向上を図るため、本案のように変更しようとするものである。

議案審議

(2) 議案第 2 号

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案
について（諮問）

議案第 2 号

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について、滝沢市長から別添のとおり当審議会に諮問されたので、滝沢市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により審議を求める。

令和 7 年 9 月 1 8 日

滝沢市都市計画審議会長

滝都第0820002号
令和7年8月20日

滝沢市都市計画審議会長 様

滝沢市長 武田 哲



【滝沢市決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について（諮問）
このことについて、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において
準用する同法第19条第1項の規定により、貴審議会に諮問する。

【滝沢市決定】

盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について

1 都市計画変更の概要

盛岡広域都市計画道路は、昭和 13 年の当初決定以降、社会情勢及び都市機能の変更に対応するため、数次の見直しを経て、175 路線、約 328.22 km を計画決定してきたところである。

3・3・105 号巢子滝沢駅線は、滝沢市の東部地域における円滑な交通に必要な路線として平成 3 年に計画された幹線街路であるが、通行車両の安全性をより高めるため、道路線形を変更しようとするものである。

2 都市計画変更の案に対する意見書について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更するため、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、令和 7 年 8 月 18 日に告示し、都市計画の変更案を 2 週間、公衆の縦覧に供した。

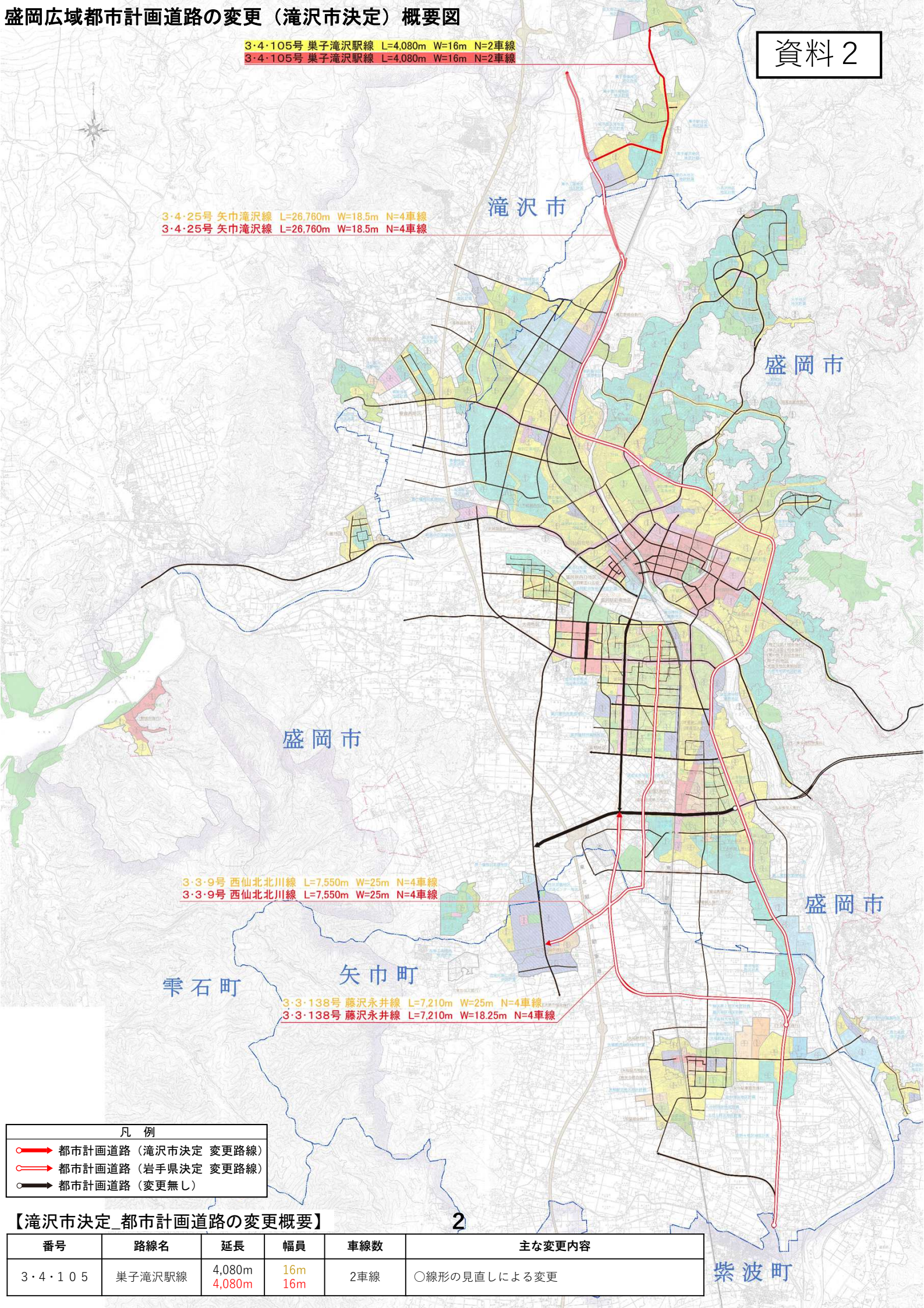
なお、同法第 17 条第 2 項の規定に基づく意見書の提出はなかった。

3 都市計画変更の経緯の概要

日 程	変 更 手 続 き	備 考
R7. 6. 3 ～R7. 7. 1	変更素案の縦覧及び公述申出受付	縦覧者 0 名 公述申出なし
R7. 6. 11	変更素案の説明会	参加者 2 名
R7. 7. 10	公聴会	※公述申出がなかった ため中止
R7. 8. 18 ～R7. 9. 1	変更案の縦覧及び意見書の受付	縦覧者 0 名 意見書の提出なし
R7. 9. 18	市都市計画審議会（本審議）	
R7. 9. 29(予定)	岩手県知事協議	
R7. 10 月下旬	都市計画変更告示	

盛岡広域都市計画道路の変更（滝沢市決定）概要図

資料 2



【滝沢市決定_都市計画道路の変更概要】

番号	路線名	延長	幅員	車線数	主な変更内容
3・4・105	巣子滝沢駅線	4,080m 4,080m	16m 16m	2車線	○線形の見直しによる変更

紫波町

資料 2

75- 4 大石 渡	76- 3 分 れ 滝 沢 市	76- 4 野 沢
85- 2 あずみ野		86- 2 鎌の本沢山
85- 4 観 音 坂	86- 3 家畜改良センター	盛岡市 86- 4 崎 崎 敷

記号	
	建物
	△ 37.2 三角点 0 25.6 2 水準点
	0 42.3 多摩川沿い磐石等 有する砲台等
	▽ 35.6 公共工事点 (三ツ木)
	※ 25.7 2 公共工事点 (水元橋点)
	電子基準点
	12.3 砲台が壊れない 構造
	15.6 砲台 による観測点

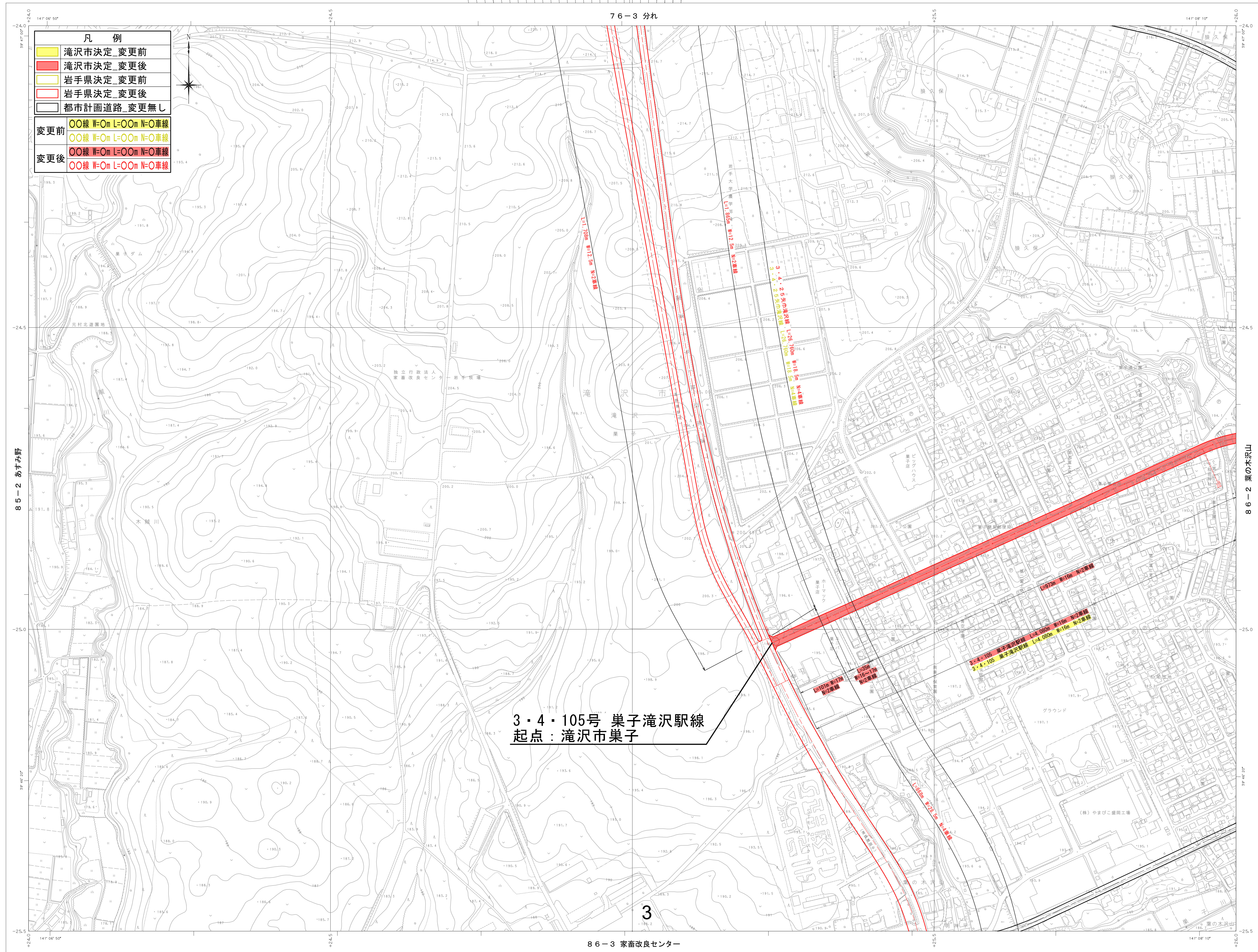
[illegible][illegible]

日	田	△	栗園	▽	園
▽	畑	○	その他の 薪木用	山	荒地
▽	さとう きび畑	□	芝地	▽	はい松地
▽	パイナップ ル畑	△	広葉 樹林	▽	しの地
▽	桑畑	△	針葉 樹林	▽	やし科 樹林
▽	茶園	▽	竹林	山	畜地

A topographic map of the study area. It features contour lines indicating elevation, with labels such as 250, 300, and 350 meters. Several rivers are depicted, including the Tone River (利根川) and Arakawa River (荒川). Various locations are marked with circles and labeled in Japanese, including Maebashi (前橋), Utsunomiya (宇都宮), and Maeda (前田). The map also shows roads and other geographical features like hills and valleys.

系の測地原点はJGD2011を指定する
2011は平成23年10月21日時点の測量
和24年政令第322号）第2条及び第3条を典
は横メルカトル図法
に表示してある座標値はキロメートル単位
は0.5キロメートル間隔
に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
の基準は東京湾の平均海面
線の間隔は2メートル

X-KE 86-1



平成12年測量
平成17年修正
平成22年修正
平成27年修正

1. 平成26年10月撮影空中写真(C5-0024-0027 C6-0022-0026)
2. 平成26年12月現地調査

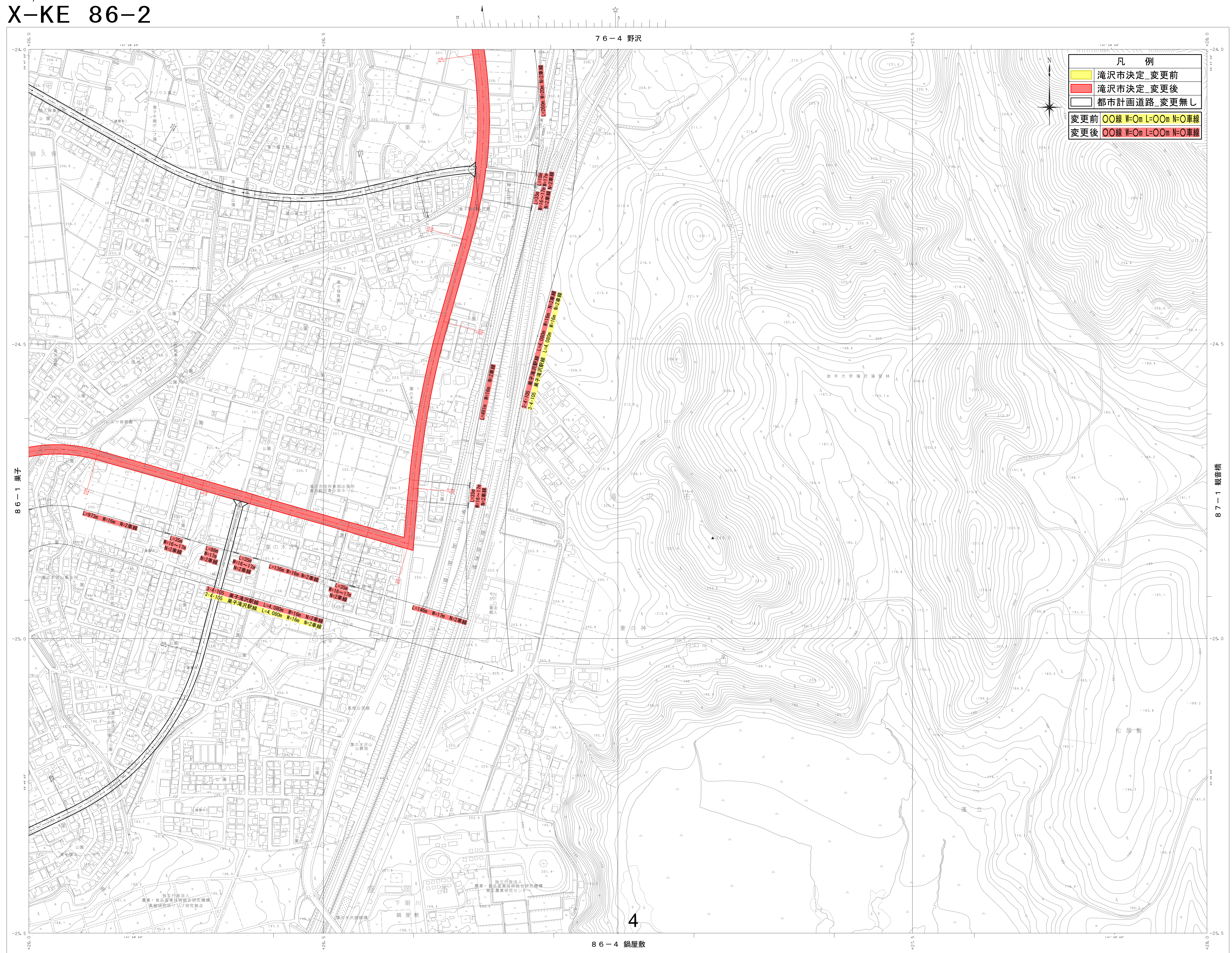
「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量成果を使用して得たものである。
(承認番号) 平26 東公 第226号」

計画機関名 岩 手 県
作 業 機 関 名 株式会社ナカノアイシステム

1 : 2, 500

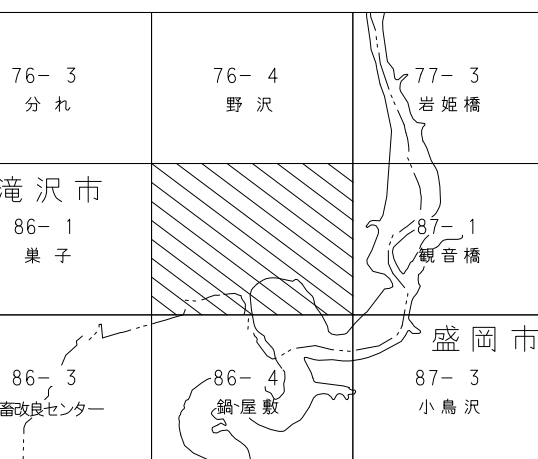
1:2, 500
X-KE 86-2

盛岡広域都市計画図（葉の木沢山）

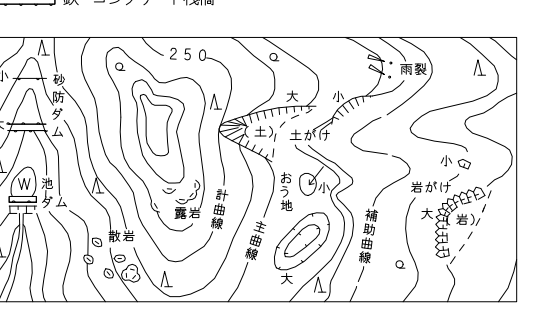
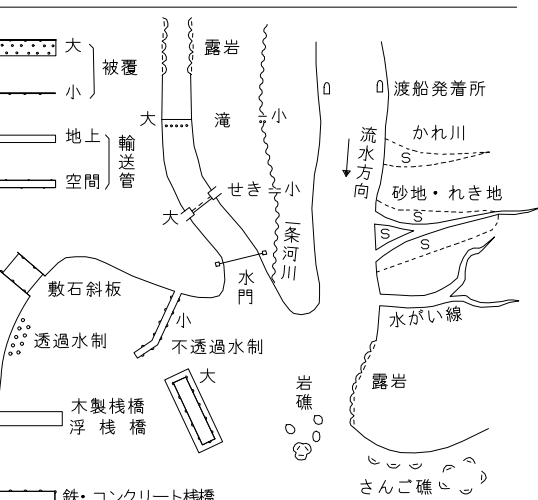
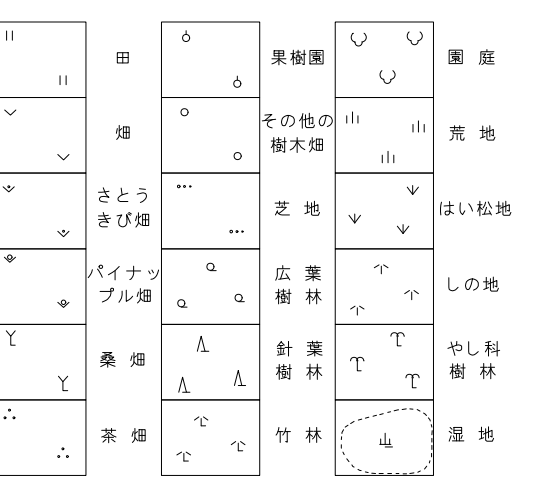
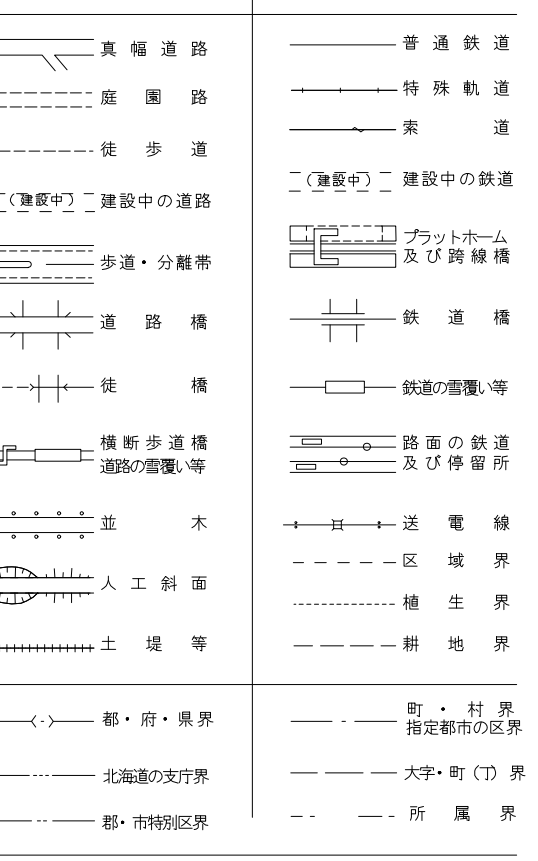
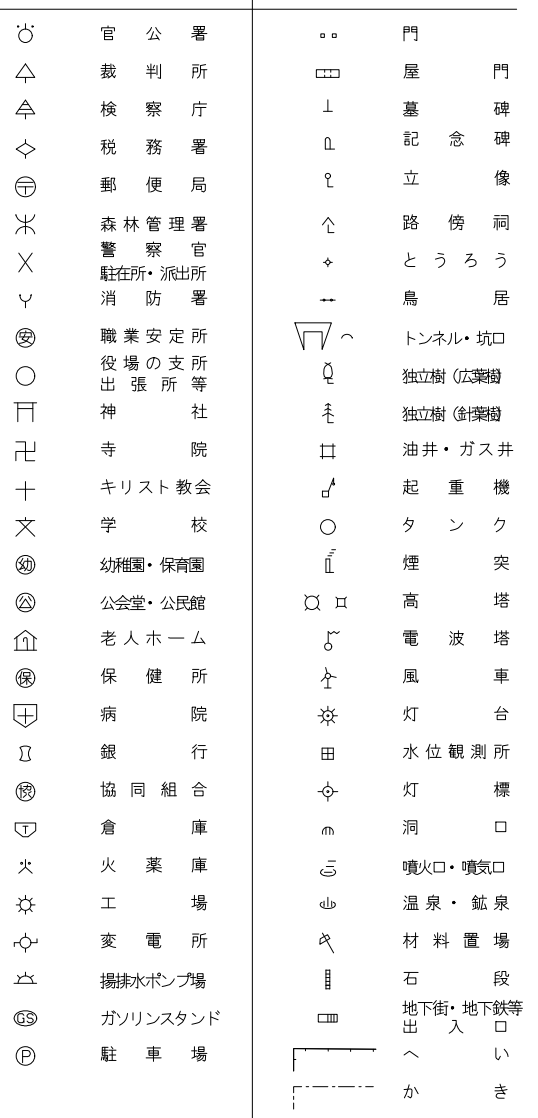
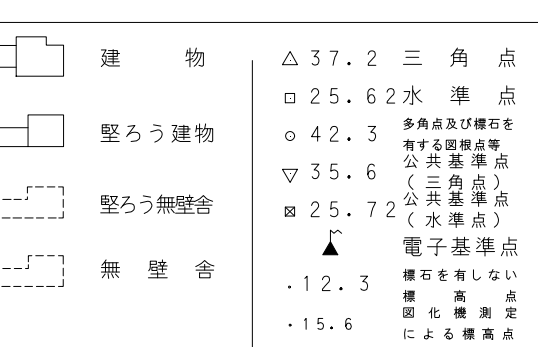


資料 2

X-KE 86-2



記 号



系の測地原子はJGD2011を指定する
2011は平成23年10月21日時点の測
和24年政令第22号）第2条及び第3条を
は横メルカトル図法
に示してある座標値はキロメートル単位
は0.5キロメートル
に示してある経緯度目盛は10秒間隔
の基準は東京湾の平均海面
線の間隔は2メートル

X-KE 86-2

平成12年測量		平・平成26年10月撮影空中写真(C4-0025 0026 0027 0028 C5-0024 0025 0026 0027)
平成17年修正		2.平成26年11月現地調査
平成22年修正		
平成27年修正		

1 : 2, 500



『この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量成果を使用して得たものである。
(承認番号)平26 東公第226号』

計画機関名 岩 手 県
作業機関名 国際航業株式会社

計画機関名 岩 手 県
作業機関名 国際航業株式会社

資料 2

76-1 産業文化センター	76-2 大崎	77-1 笹平
滝沢村 76-3 分岐		盛岡市 77-3 岩崎橋
86-1 黒子	86-2 黒の木沢山	87-1 観音橋

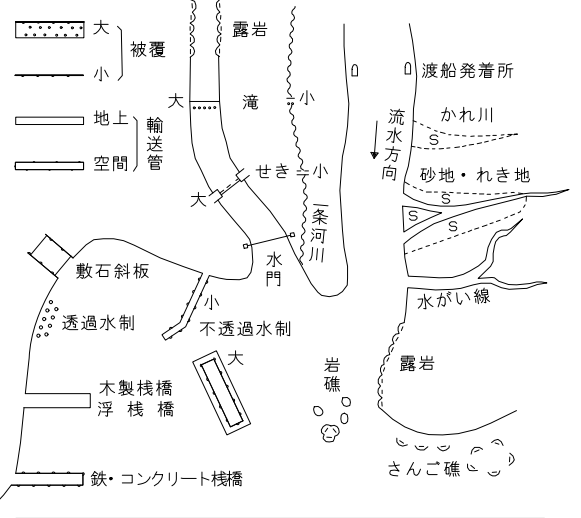
記 号

	建 物	△ 37.2	三 角 点
	堅ろう建物	□ 25.62	水 準 点
	堅ろう無壁倉	□ 42.3	多角点及び標高点 有する基準点
	堅ろう無壁倉	▽ 35.6	有する基準点 (公定基準点)
	無 壁 倉	△ 25.72	(水準点)
			電子基準点
		・ 12.3	標高が不明な 図 7 による標高 点
		・ 15.6	図 7 による標高 点

[illegible]

—— 實際道路	—— 普通街道
—— 庭園路	—— 特殊街道
—— 步行道	—— 渠
—— 排水道	—— 溝
②「建築物」に建築中の道路	②「建築物」に建築中の道路
—— 歩道、分岐路	—— プレートコンクリート及び鉄骨構造
—— 土留壁	—— 鉄骨構造
—— 柱礎	—— 鉄筋コンクリート等
—— 構造物基礎等	—— 特殊な基礎
—— 柱	—— 及び付帯部分
—— 人工地盤	—— 区域線
—— 土工堤	—— 境界線
..... 土堤等	—— 附道路
③「界、境界」	③「界、境界」
—— 北緯線の方向	—— 川流方向
—— 大方向 (T 部)	—— 大方向
—— 小方向	—— 小方向

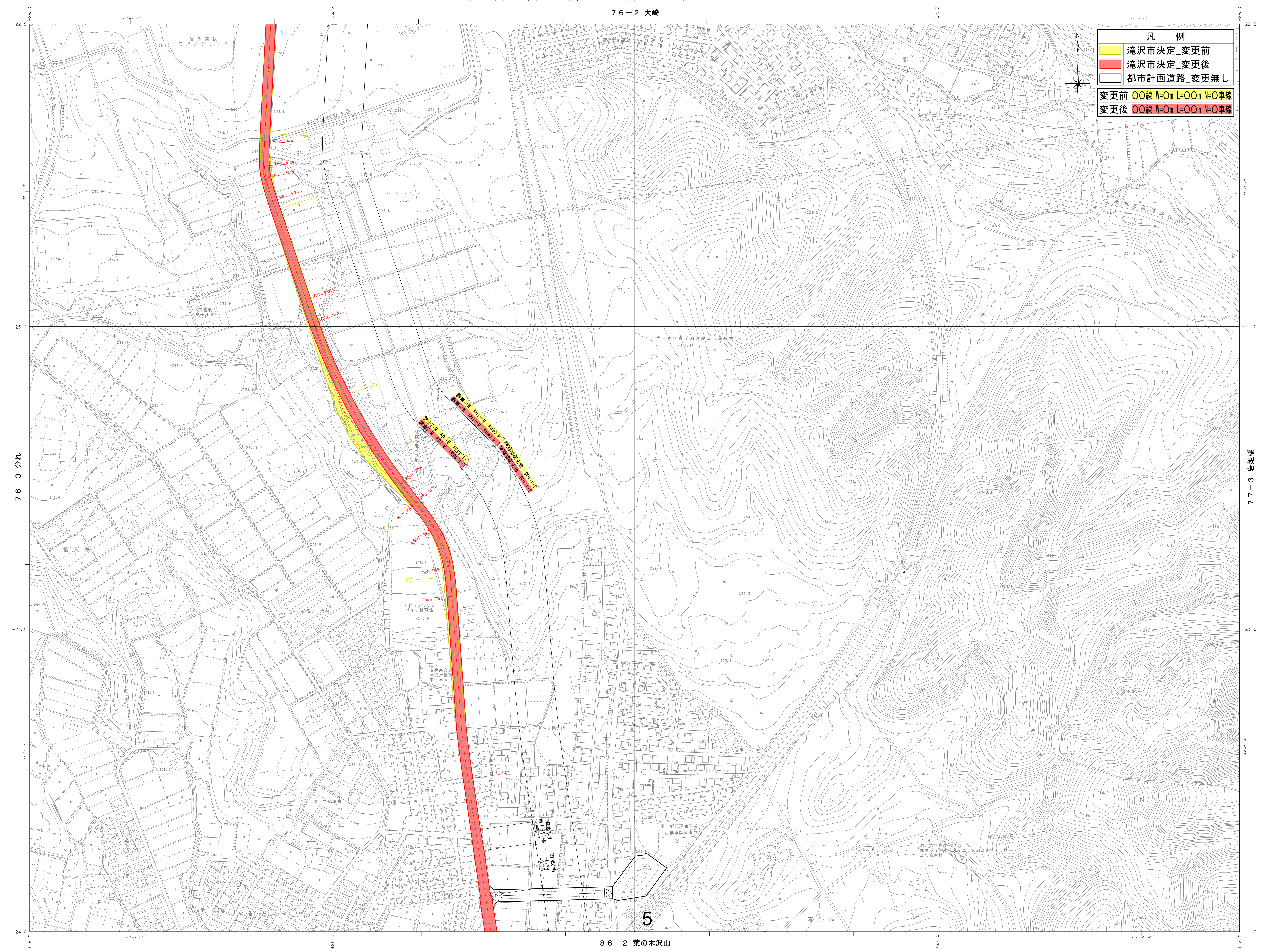
川	田	畠	果樹園	園	庭
川	田	畠	果樹園	園	庭
▽	▽	▽	その地の 樹木は	山	荒
▽	▽	▽	山	山	地
▽	きとう きび類	▽	芝地	▽	はい松地
▽	パイナップ ル農	▽	瓜菜園	▽	の
▽	農	▽	針葉 樹林	▽	やし科 樹林
▽	茶	▽	竹林	▽	落



標系の測地原点はJGD2011を指定する
G2011は平成23年10月21日時点の測量法施行令
昭和24年政令第322号）第2条及び第3条を典拠とする
影は横メルカトル図法
郭に表示してある座標値はキロメートル単位
横は0.5キロメートル
郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
の基準は東京湾の平均海面
高線の間隔は2メートル

X-KE 76-4

凡 例	
	滝沢市決定_変更前
	滝沢市決定_変更後
	都市計画道路_変更無し
変更前	〇〇線 W=〇m L=〇〇m N=〇車線
変更後	〇〇線 W=〇m L=〇〇m N=〇車線



平成12年測量  平成26年10月 撮影空中写真 (C4-0023_0023_0024_0025_C5-0021_0023_0023_0024)

平成17年修正  2.平成26年11月 現地調査

平成22年修正

平成27年修正

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量成果を使用して得たものである。
(承認番号)平26 東公第226号」

計画機関名 岩 手 県
作業機関名 国際航業株式会社

1 : 2, 500

資料 2

66-3 砂 込	66-4 林木資源センター	67-3 門前寺
滝沢村 76-1 産業文化センター		盛岡市 77-1 蕨 平
76-3 分 岐	76-4 野 沢	77-3 岩焼橋

[illegible]

標系の測地原点はJGD2011を指定する
G2011は平成23年10月21日時点の測量法施行令
昭和24年政令第322号）第2条及び第3条を典拠とする
影は横メルカトル図法
郭に表示してある座標値はキロメートル単位
横は0.5キロメートル
郭に表示してある経緯度目盛は10秒間隔
の基準は東京湾の平均海面
高線の間隔は2メートル

X-KE 76-2

計画機関名 岩 手 県
作業機関名 国際航業株式会社

「この測量成果は、国土地理院長の承認を得て同院所管の
測量成果を使用して得たものである。
(承認番号)平26 東公第226号」

1 : 2, 500

平成12年度測量		1.平成26年10月 撮影空中写真 (C4-002Q 0021, 0022, 0023 C5-0019 002Q 0021, 002Q
平成17年度修正		2.平成26年11月 現地調査
平成22年度修正		
平成27年度修正		

新 旧 対 照 表

(新計画書)

(旧計画書)

盛岡広域都市計画道路の変更（滝沢市決定）

1 都市計画道路中 3・4・105 号巢子滝沢駅線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・105	巢子滝沢駅線	滝沢市巢子	滝沢市 <u>巢子</u>	滝沢市葉の木沢山	約 4,080m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 5 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

都市機能を確保し、健全な市街地の発展と交通の円滑化、沿道住民の利便性の向上を図るため、本案のように変更しようとするものである。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・105	巢子滝沢駅線	滝沢市巢子	滝沢市 <u>狼久保</u>	滝沢市葉の木沢山	約 4,080m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 5 箇所	

情報提供

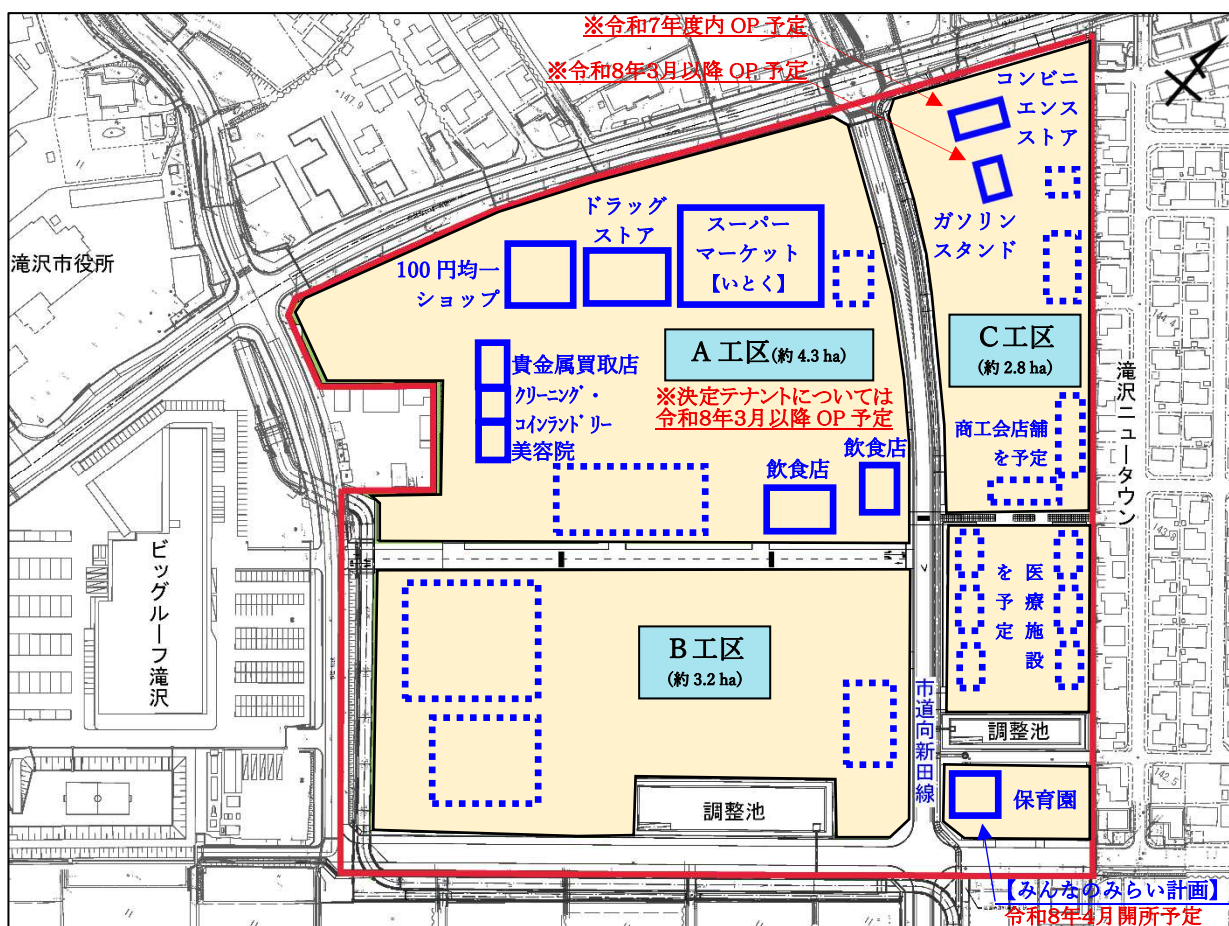
中心拠点商業地区開発の進捗状況等について

【情報提供】中心拠点商業地区の出店等の状況について

1 開発概要

- 開 発 箇 所 滝沢市鶴飼先古川及び鶴飼向新田
- 開 発 手 法 民間事業者(ダイナステージ株)による開発行為
- 開 発 面 積 約11.9ha (※河川、道路等の商業用地外を含む)
- 開発行為許可 令和5年10月(※市街化区域編入:令和4年3月)
- 開発行為完了 令和7年7月
- 開発区域名称 (仮称)結まち滝沢クロス
- 立地予定施設 (※変更あり)
 〈中心拠点地域コンセプト“結のまち”滝沢の「食」「買」「健」「育」に基づく商業施設等〉
 スーパーマーケット、物販店、飲食店、健康増進施設、温浴施設、保育施設、医療施設など

2 出店等の状況



凡 例



: 中心拠点商業地区



: テナント(決定)



: テナント(リーシング中)

情報提供

市街化調整区域の地区計画について

市街化調整区域の地区計画について

滝沢市 都市政策課

1 都市計画区域について

都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口及び土地利用などの現況や推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域です。本市の都市計画区域の面積は 6,470ha で、市の面積の約 35% を占めます。

本市は盛岡市、矢巾町と共に盛岡広域都市計画区域を形成しています。盛岡広域都市計画区域の特徴として、岩手県内では唯一となる、都市計画区域内に「市街化区域」と「市街化調整区域」を設定する「区域区分」を行っており、本市はいわゆる「線引き都市」となります。

2 市街化区域と市街化調整区域について

市街化区域は、既に市街地を形成している区域と、概ね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域です。令和 7 年 3 月現在の市街化区域の面積は 745ha で、本市の都市計画区域における面積の約 11.5% です。

一方、市街化調整区域は無秩序な市街化を抑制し、農地や森林等の自然環境を守るために開発や建築を原則として制限する区域で、本市の都市計画区域における面積の約 88.5% です。

本市の都市計画区域の約 9 割を占める市街化調整区域については、土地利用規制による既存集落の人口減少や本市活性化のための住宅適地・産業等適地の開発が抑制されています。また、本市が想定していない都市計画区域外での開発発生が危惧されることから、これらの課題に対応するため、市街化調整区域内の適正な土地利用の誘導が必要となります。

3 市街化調整区域における土地利用方針について

市街化調整区域は、都市計画法第 7 条において「市街化を抑制すべき区域」と定められており、区域内での開発を許可制として、市街化調整区域で行う必然性を有し、一定の基準を満たしたものに限って開発が認められています。

また、盛岡市、矢巾町とともに盛岡広域都市計画区域を構成する本市は、市街化調整区域内での開発に関し、都市計画法第 29 条の規定と、それを補完する県が定める開発許可審査基準を満たしたものについて、県知事の許可により認められています。

これらにより、無秩序な市街化を抑制するとともに、優良な農用地や豊かな自然環境の保全を図り、計画的な市街地形成に効果を上げてきた一方で、市街化調整区域内一律の制度運用が硬直的であることから、いくつかの課題もあります。

このような背景のもと、都市施設の整備状況や土地利用の動向等を鑑み、市街化調整区域において市街化を促進しない計画的な一定規模の開発を誘導することは、本市及び当該都市計画区域を有する周辺地域の地域振興や雇用の創出等に寄与することから、地区計画制度の活用等により、適切に開発を規制・誘導し、持続可能なまちづくりを図ります。

4 市街化調整区域における地区計画について

地区計画は、一体として整備及び保全を図る必要がある地区について、地区内の道路や公園等の配置・建築等に関して高さや意匠の制限等必要なルールを定め、その地区の特性にふさわしい良好な環境のまちづくりを行うための計画です。本市では、市街化区域内に 16 地区の地区計画を決定しており、地区レベルでのきめ細やかなまちづくりのルールを定めています。

「市街化調整区域における地区計画」制度は平成 4 年に創設され、その後改正が行われ制度拡充が進んでおり、国の都市計画運用指針によると、「市街化調整区域における地区計画については、広域的な運用の統一性を確保し、区域区分の主旨を踏まえ、市街化調整区域における秩序ある土地利用の形成を図る観点から、あらかじめ都道府県が協議に当たっての判断指針等を作成し、市町村の参考に供することで、円滑な制度運用が図られるものである。」とされています。

岩手県においては「市街化調整区域における地区計画の知事の協議又は同意に関する指針」が示されており、その中で「市町村は、地区計画の活用にあたり（中略）市街化調整区域における土地利用の方針を策定し、（中略）市マスタープランにおいて明らかにすること。土地利用の方針では、地区計画の運用方針、策定基準及び、地区計画を策定することが必要と考えられる地区の概ねの位置及び区域について明らかにすること。なお、市町村が市町村マスタープランを定めるために日数を要するなどの事由がある場合には、当分の間、市町村都市計画審議会の議を経て土地利用の方針を明らかにすることは差し支えない」とされています。

滝沢市と共に盛岡広域都市計画区域を形成する盛岡市ではすでにマスタープランに位置付けられ、矢巾町では土地利用方針を定めた上でガイドラインを作成しており、両市町では制度の活用が進んでおります。

【写真：矢巾町 国道 4 号沿い 間野々地区地区計画の実施例】



矢巾町ホームページより

5 今後のスケジュールについて

日 程	変 更 手 続 き
R7. 9～R7. 12	庁内関係課調整
R8. 2	市都市計画審議会（事前説明 滝沢市市街化調整区域における土地利用方針（案）、滝沢市市街化調整区域におけるガイドライン（案）の提示）
R8 年度中	県協議
	パブリックコメント
	市都市計画審議会（本審議 策定）

情報提供

盛岡都市圏地域公共交通計画について

盛岡都市圏地域公共交通計画

概要版

令和 7 年 9 月

盛岡都市圏地域公共交通会議

1 背景・目的

■課題 全国的なモータリゼーション¹の進展や人口減少により、公共交通利用者が減少傾向にあるなかで、交通事業者はこれまでも様々な経営努力により、地域の移動手段を確保。

しかし



- ・令和 2 年（2020 年）以降の新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・2024 年問題に伴う乗務員不足等の社会情勢の変化

公共交通事業が一層難しい状況に

■計画策定の経緯

平成 19 年（2007 年）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（「地域交通法」）の施行

平成 29 年（2017 年）滝沢市

平成 30 年（2018 年）矢巾町

令和元年（2019 年）盛岡市

...

各市町で
地域公共交通網
形成計画を策定

公共交通ネットワークの再編や見直し、利用促進等を中心とした公共交通利用環境改善の各種取り組みを実施。

令和 2 年（2020 年）、令和 5 年（2023 年）地域交通法が改正

盛岡都市圏としての公共交通ネットワークを踏まえた地域公共交通計画の策定や、交通圏全体で連携、協働した施策実施が必要に。



令和 5 年（2023 年）4 月

「盛岡都市圏※地域公共交通会議」を設立

※盛岡市、滝沢市、矢巾町で構成



凡 例

- 盛岡都市圏地域公共交通計画計画区域
- 盛岡都市圏 3 市町境界

● 盛岡都市圏の移動や公共交通の特徴 ●

- ・同一生活圏として市町域を跨いだ移動が多数
- ・盛岡都市圏内を連絡する公共交通路線の運行も多数
- ・盛岡都市圏外と連絡する広域路線も盛岡都市圏の公共交通ネットワークを構築

「盛岡都市圏地域公共交通計画」を盛岡都市圏の 3 市町で共同策定

目的

盛岡都市圏において、持続可能で効果的な地域公共交通のあり方を示す

位置付け

「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン（基本計画）」

- ・「地域交通法」に基づき、また「岩手県地域公共交通計画」（令和 6 年（2024 年）3 月）と整合を図り、幹線系統などを含めた公共交通ネットワークとの調整及び整理を行う。
- ・盛岡都市圏 3 市町における各地域公共交通網形成計画の計画期間から移行する。

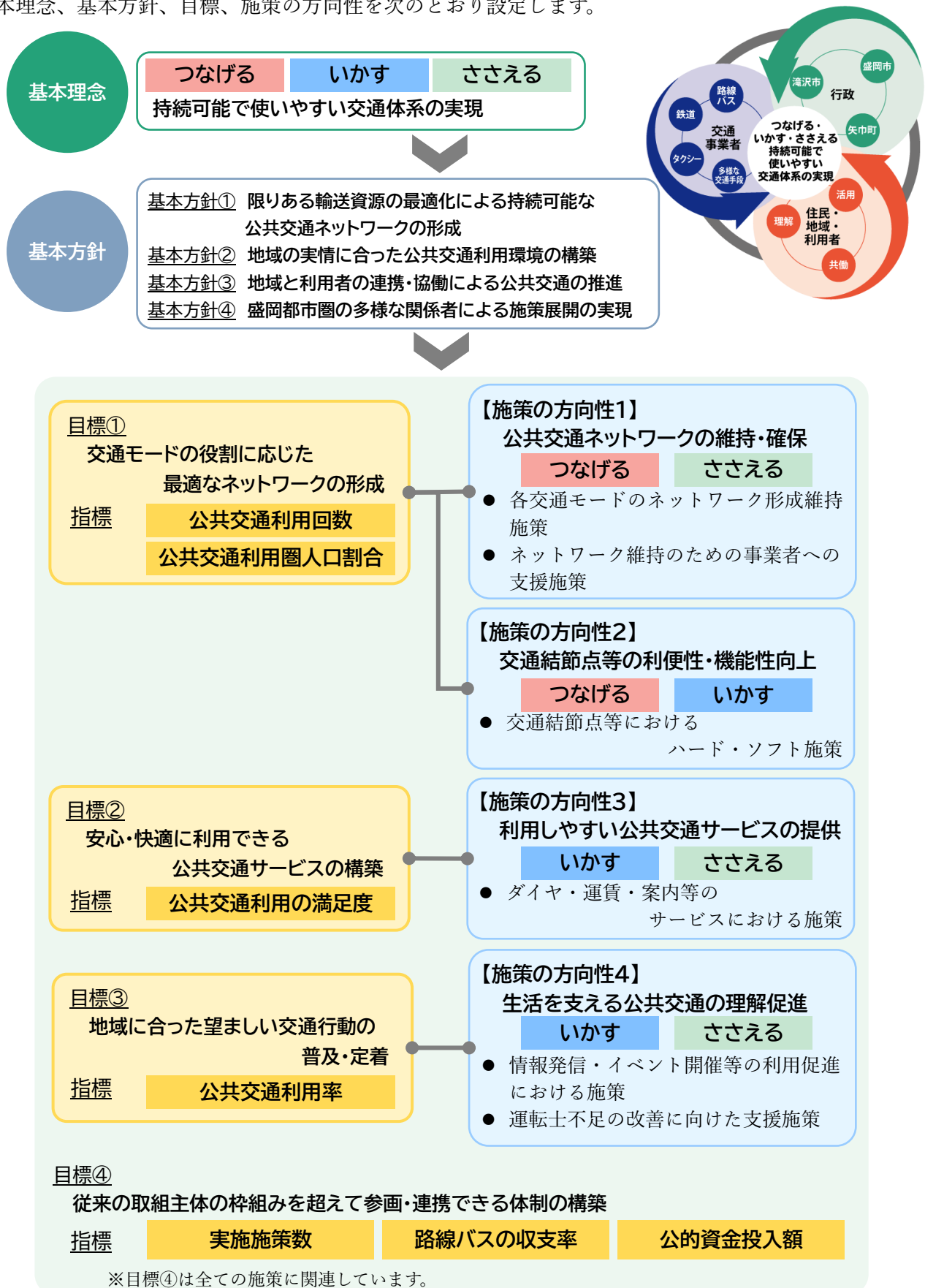
2 計画の期間

本計画の計画期間は、「地域公共交通計画等の作成と運用の手引き」（国土交通省）に基づき、5 年間に設定し、令和 8 年度（2026 年度）～令和 12 年度（2030 年度）までとします。

¹ モータリゼーション：自家用車が普及し、人々の生活に深く浸透していく現象を指します。

3 基本理念・基本方針・目標・施策の方向性

盛岡都市圏の関連計画等における理念や将来像を踏まえ、持続可能な公共交通体系の実現を目指し、基本理念、基本方針、目標、施策の方向性を次のとおり設定します。



4 目標指標

本計画では、先に掲げた目標ごとに指標を設定し、毎年度又は計画更新時に、事業実施状況とともに指標の達成状況を確認します。

目標① 交通モードの役割に応じた最適なネットワーク形成

指 標		現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 1-1 住民1人 当たりの公共交通 利用回数	i 鉄道	27.3(回/年・人)	27.3(回/年・人)以上	毎年
	ii 路線バス	32.8(回/年・人)	32.8(回/年・人)以上	毎年
	iii 地域内交通	0.07(回/年・人)	0.07(回/年・人)以上	毎年
	iv 一般乗用タクシー	9.7(回/年・人)	9.7(回/年・人)以上	毎年
指標 1-2 鉄道・路線バス・地域内交通利用圏 人口割合		79.9%	79.9%以上	計画更新時

目標② 安心・快適に利用できる公共交通サービスの構築

指 標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 2-1 公共交通利用者の満足度	29.6%	35.6%	計画更新時

目標③ 地域に合った望ましい交通行動の普及・定着

指 標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 3-1 公共交通利用率	27.8%	27.8%以上	計画更新時

目標④ 従来の取組主体の枠組みを超えて参画・連携できる体制の構築

指 標	現状値 (R5(2023))	目標値 (R12(2030))	確認時期
指標 4-1 3市町連携による施策実施数	0	31	計画更新時
指標 4-2 路線バスの収支率	77.12%	77.12%	毎年
指標 4-3 公共交通への公的資金投入額	214 百万円	302 百万円	毎年

5 盛岡都市圏における将来ネットワーク

基本理念及び4つの基本方針に基づき、次のとおり将来ネットワークの考え方を設定します。

■盛岡都市圏内外を連結する鉄道・バス路線

将来ネットワークにおける位置付け		考え方
	広域基幹系統(鉄道)	盛岡都市圏内外を連結する広域のネットワークであり、鉄道の定時性や速達性の高さと路線バスの広域や面的ネットワークサービスという特徴を踏まえ、関連計画である県計画の考え方を踏襲。
	広域基幹系統(路線バス)	

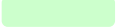
■盛岡都市圏内における路線バス

各市町の主要結節点や各拠点との接続性とまちづくりとの連携の観点から、都市圏基幹系統、都市圏準基幹系統、既存路線バスエリアに区分して位置付けます。

将来ネットワークにおける位置付け		考え方
①盛岡都市圏の骨格となり、主要結節点を結ぶバス路線 	都市圏基幹系統	路線バスが高頻度に運行されている現状のサービスレベルを確保。利便性や機能性を向上させることで、盛岡都市圏の路線バスの軸として重点的に利用者の確保を推進する区間。
②基幹系統を補完し、盛岡都市圏中心部と主要バス停留所間を結ぶバス路線 	都市圏準基幹系統	盛岡都市圏に広がる市街地の移動手段を確保。路線バスの軸として路線運行を確保する区間。
③既存路線バスを主体としたネットワークを形成するエリアの交通 	既存路線バスエリア	バス路線を維持するために、様々な利用促進策を実施しながら既存路線バスを主体としたネットワークを形成するエリア。利用実態等を踏まえた様々な交通モードが対象。

都市圏基幹系統、都市圏準基幹系統及び既存路線バスエリアにおける路線バスのネットワークは、バス路線の維持及び確保に向けて、交通事業者、行政、住民が一体となって利用促進策や利便性向上の取り組みを行います。

■鉄道・バス不便地域における地域内で完結する移動(フィーダー系統²⁾)を実施・検討するエリア

将来ネットワークにおける位置付け		考え方
	地域内交通実施エリア	人口密度が低く、鉄道・バスが不便な地域であるため、既存の路線バスと連携を図りながら、地域の特性に合った様々な交通モードにより、地域内で完結する移動のために行政や地域住民が主体となった移動手段を確保。 交通モードのイメージ：デマンド交通 ³ や福祉及び教育目的の輸送等
	地域内交通検討エリア	

■路線バスネットワークの見直しを想定するエリア

将来ネットワークにおける位置付け		考え方
	盛岡市南西部～ 矢巾町北部	バス路線の見直しを図りながら、地域内交通との役割分担により、移動手段を確保。
	矢巾町北部～ 盛岡市南部	矢巾町デマンド交通の運行範囲を拡大し、移動手段を確保。

■タクシーが担う役割

利用者の特性やニーズに応じて、エリアや時間帯に捉われない柔軟な移動、鉄道や路線バスでは対応が難しい移動を担います。また、地域内交通実施エリア（フィーダー系統）及び地域内交通検討エリア（フィーダー系統）における鉄道や路線バスと連携したネットワークを形成します。

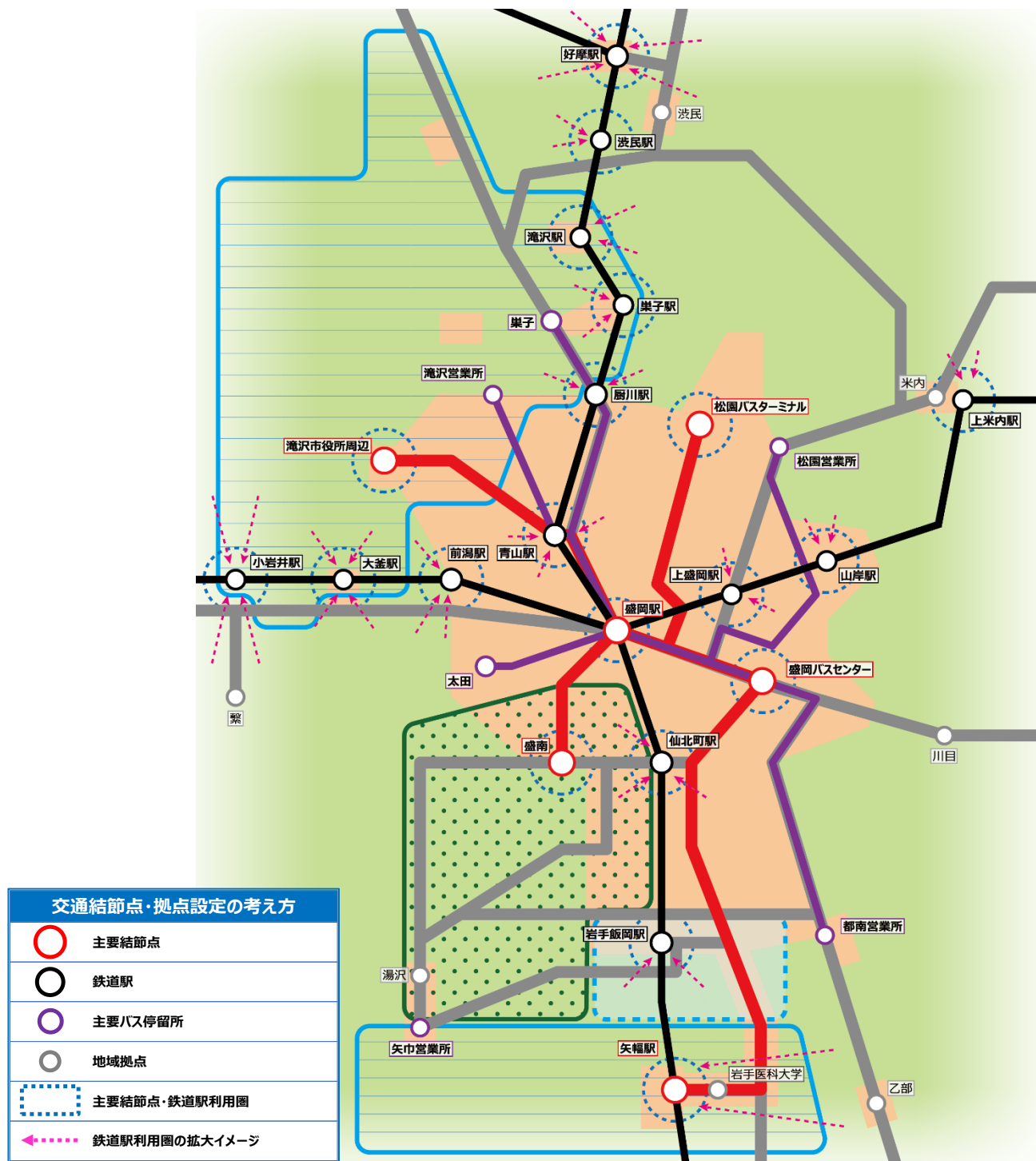


図 1-盛岡都市圏における将来ネットワーク

² フィーダー系統：一般的には幹線（地域間幹線系統や鉄道等）と接続し、主要な交通拠点と地域内の各地点を連絡し、地域内の移動を支える支線の役割を担うバスやデマンド交通等を指します。狭義では「地域公共交通確保維持改善事業」の対象となる地域内のバスやデマンド交通等を示します。

³ デマンド交通：目的地に直行する通常のタクシーや、定時に決まった路線を走るバスとは異なり、利用者からの要請（デマンド）に応じて、他の人も乗り合わせて利用する送迎サービスです。タクシーより安価に利用できますが、乗り合わせて利用するため、時間に余裕を持って利用する必要があります。

6 目標と目標達成のための施策及び実施事業

盛岡都市圏では、目標及び目標指標を達成するため、設定した方向性に対応する実施施策に取り組みます。

目標① 交通モードの役割に応じた最適なネットワーク形成

方向性1 公共交通ネットワークの維持・確保

都市圏施策1-1 鉄道の運行維持と利活用・利便性向上	
実施事業	・鉄道の維持 ・鉄道の利活用・利便性向上等に向けた協議・調整
都市圏施策1-2 路線バスネットワークの維持	
実施事業	・都市圏基幹系統のサービスレベルの維持 ・まちづくりと連携したネットワークの形成 ・移動実態やニーズに対応した効果的なネットワークの形成 ・広域基幹系統の検討・協議
都市圏施策1-3 タクシーの効果的な活用によるネットワークの形成	
実施事業	・一般乗用タクシーの効果的な運行 ・時間帯や地域の需要実態等に応じた移動手段確保の検討
市町施策 1-3 デマンド交通の利便性向上	
実施事業	・デマンド交通の利便性向上
都市圏施策1-4 地域の輸送資源の活用による移動手段の確保	
市町施策1-4 地域特性に合った交通手段の導入	
実施事業	・地域特性に合った交通手段の導入
都市圏施策1-5 交通事業者の収支改善に繋がる支援	
実施事業	・車両・施設維持等における支援(IGRいわて銀河鉄道、バス) ・広域基幹系統の維持確保に繋がる支援(バス)

方向性2 交通結節点⁴等の利便性・機能性向上

都市圏施策2-1 交通結節点の機能性等の向上	
実施事業	・主要結節点の整備に向けた調査・検討 ・鉄道駅や周辺バス停留所の待合環境の改善
市町施策2-1 交通結節点等の整備	
実施事業	・仙北町駅のバリアフリー化 ・鉄道駅周辺環境整備 ・バスベ이의整備 ・鉄道の新駅設置の検討
都市圏施策2-2 公共交通の裾野を広げる交通結節点等の活用とまちづくりとの連携	
実施事業	・交通結節点におけるP&R及びC&R⁵等の推進 ・地域のまちづくりや主要施設との連携

⁴ 交通結節点：鉄道駅や主要バス停留所など、交通手段を交互に連絡することができる乗り継ぎ施設のことです。

目標② 安心・快適に利用できる公共交通サービスの構築

●● 方向性3 利用しやすい公共交通サービスの提供

都市圏施策3-1 利用しやすい運行ダイヤの設定		地域公共交通利便増進事業
実施事業	・日中時間帯のダイヤ調整	
都市圏施策3-2 分かりやすい公共交通案内情報の提供		
実施事業	・分かりやすい公共交通案内情報の提供に向けた検討・整備	
都市圏施策3-3 既存の公共交通を活用した観光部門との連携		
実施事業	・既存の公共交通を活用した観光部門との連携	
都市圏施策3-4 利用促進に繋がる運賃体系の研究		
実施事業	・利用促進に繋がる運賃体系・プランの検討・実施	
市町施策3-4 生活交通を支える運賃制度の継続・検討		
実施事業	・運賃体系の見直しによる公共交通の利用促進の実施・検討 ・運転免許証返納者等向け運賃体系の検討	
都市圏施策3-5 キャッシュレス決済の導入・普及拡大		
実施事業	・キャッシュレス決済の導入・普及拡大	

目標③ 地域に合った望ましい交通行動の普及・定着

●● 方向性4 生活を支える公共交通の理解促進

都市圏施策4-1 公共交通に関する情報の周知		
実施事業	・利用者に合わせた情報提供 ・多様な媒体による情報提供	
都市圏施策4-2 都市圏公共交通マップの作成		地域公共交通利便増進事業
実施事業	・都市圏公共交通マップの作成	
都市圏施策4-3 公共交通利用促進イベントの開催		地域公共交通利便増進事業
実施事業	・公共交通利用促進イベントの共同開催	
都市圏施策4-4 通勤通学・公務移動時等の公共交通利用の促進		
実施事業	・通勤等での公共交通の利用促進 ・学生向け特別企画学年定期券の利用促進 ・公務移動時の公共交通利用の推奨	
都市圏施策4-5 公共交通を支える意識の醸成と公共交通施策への参画		
実施事業	・住民や地元企業等と連携した公共交通施設の維持管理 ・交通結節点の利用方法の周知 ・モビリティ・マネジメントの実施 ・定期的な会議等の開催	
都市圏施策4-6 運転士不足の改善に向けた支援		
実施事業	・運転士不足の改善に向けた周知及びイベントの開催	

⁵ P&R 及び C&R：パークアンドライド、サイクルアンドライドの略で、鉄道駅やバス停留所などの公共交通機関まで自家用車や自転車で行き、交通結節点などの自動車駐車場や自転車駐車場に駐車または駐輪して公共交通を利用する手法です。

7 計画の管理・推進体制

■連携や協働による実施体制

本計画の推進に当たっては、基本理念として掲げた、盛岡都市圏のつながり、様々な交通モードや交通事業者間のつながり及び多様な関係者とのつながりをいかし、ささえるため、それぞれの連携や協働による体制を構築します。

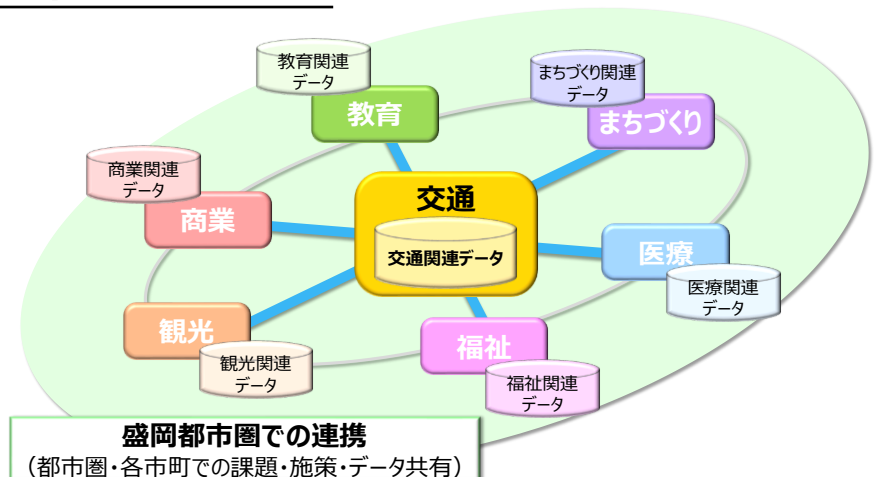
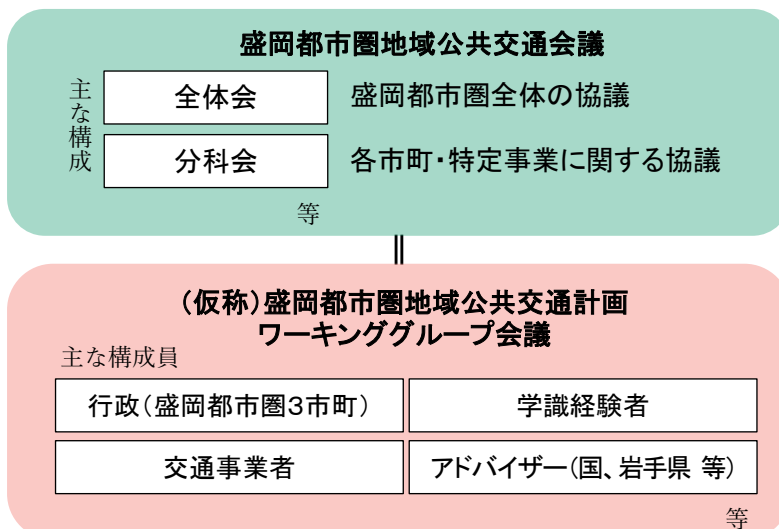


図 2－盛岡都市圏・各市町庁内での連携体制のイメージ

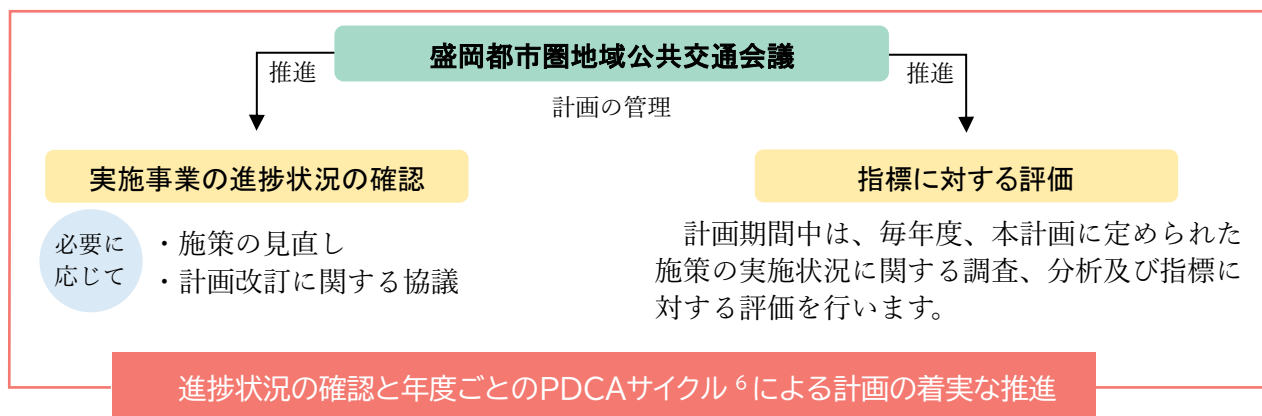
■盛岡都市圏地域公共交通会議の役割と実施体制



盛岡都市圏地域公共交通会議は、盛岡都市圏全体としての法定協議会の役割を持つ「全体会」と、各市町や特定の地域及び特定の事業に関する協議を実施する「分科会」等から構成しており、各市町に関連する協議事項や実施事業、本計画の改訂等に伴い、市町別の議論が必要な場合は、必要に応じて各市町の交通会議分科会等を開催し、協議や調整を実施します。

図 3－盛岡都市圏地域公共交通会議の体系図

■盛岡都市圏地域公共交通会議による計画管理と推進



⁶ PDCA サイクル：効率的な施策推進のために、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の4段階を繰り返すことで事業を継続的に改善していくプロセスのことです。

【参考資料】

- ・ 都市計画法条文（抜粋）
- ・ 滝沢市都市計画審議会条例
- ・ 滝沢市都市計画審議会運営要領

都市計画法条文（抜粋）

（都市計画の案の縦覧等）

第十七条 都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

（都道府県の都市計画の決定）

第十八条 都道府県は、関係市町村の意見を聴き、かつ、都道府県都市計画審議会の議を経て、都市計画を決定するものとする。

（対象資料：【議案第1号】

【岩手県決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について）

（市町村の都市計画の決定）

第十九条 市町村は、市町村都市計画審議会（当該市町村に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市町村の存する都道府県の都道府県都市計画審議会）の議を経て、都市計画を決定するものとする。

（対象資料：【議案第2号】

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について）

（都市計画の変更）

第二十一条 （略）

2 第17条から第18条まで及び前2条の規定は、都市計画の変更（第17条、第18条第2項及び第3項並びに第19条第2項及び第3項の規定については、政令で定める軽易な変更を除く。）について準用する。この場合において、施行予定者を変更する都市計画の変更については、第17条第5項中「当該施行予定者」とあるのは、「変更前後の施行予定者」と読み替えるものとする。

（対象資料：【議案第1号】

【岩手県決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案に対する市の意見について

【議案第2号】

【滝沢市決定】盛岡広域都市計画都市施設（道路）の変更案について）

○滝沢市都市計画審議会条例

平成 4 年 3 月 1 2 日

条例第 3 号

改正 平成 1 2 年 3 月 1 6 日 条例第 8 号

平成 1 4 年 2 月 1 日 条例第 1 号

平成 1 7 年 3 月 2 5 日 条例第 1 0 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 4 9 号

平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日 条例第 5 0 号

(設置)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 7 7 条の 2 第 1 項の規定により滝沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、同条第 3 項の規定により、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 1 3 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 市議会の議員

(2) 学識経験を有する者

3 前項に定めるもののほか、市長は、次の各号に掲げる者のうちから委員を委嘱し、又は任命することができる。

(1) 岩手県及び関係行政機関の職員

(2) 滝沢市に住所を有する者

4 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員及び専門委員)

第 3 条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱し、又は任命する。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、第 2 条第 2 項第 2 号の委員の中から委員の選挙によってこれを定めるものとする。

2 審議会に会長の指名により、委員の承認をもって副会長 1 人を置く。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常務委員)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で審議会の委任を受けた軽易なものを処理させるため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員をもって組織する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

ただし、審議会の運営、議事等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月16日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされた許可の処分その他の行為（以下「処分等の行為」という。）又はこの条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例に基づく規則若しくは教育委員会規則の規定によりされている許可の申請その他の行為（以下「申請等の行為」という。）は、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりなされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

3 この条例の施行前に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年2月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月25日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、現に改正前のそれぞれの条例の規定によりなされた処分、
手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則 (平成 25 年 12 月 13 日条例第 49 号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 12 月 13 日条例第 50 号)

この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

滝沢市都市計画審議会運営要領

（趣旨）

第1 この要領は、滝沢市都市計画審議会条例（平成4年滝沢村条例第3号）第7条に規定する滝沢市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2 会議の招集は、開催日の2週間前までに行うものとする。ただし、急を要するときには、この限りではない。

（参集）

第3 委員は、会議に出席することができないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。

2 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和44年政令第11号）第3条第2項に定める関係行政機関及び都道府県の職員につき委嘱された委員が会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができるものとする。

（審議会の公開）

第4 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審議会の会議を公開しないことができる。

（1）滝沢市行政情報公開条例（平成9年滝沢村条例第8号）第9条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について、審査、審議等を行う場合。

（2）公開することにより審議会の円滑かつ公正な議事運営に著しい支障が生ずるおそれがある場合。

2 公開又は非公開の決定は、委員からの意見を聴き会長が決定するものとする。

（公開の方法等）

第5 審議会の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

2 審議会の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿（様式第1号）に記入しなければならない。

3 会長は必要と認めるときは、傍聴券（様式第2号）を発行することができる。

4 前項の規定により傍聴券を発行する場合には、傍聴券を持たない者は傍聴することができない。

（傍聴人の心得）

第6 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

（1）指定された出入口から出入しなければならない。

- (2) 傍聴席においては、常に静粛にし、会話、発言、拍手等をしてはならない。
- (3) 指定された席をみだりに離れてはならない。
- (4) 帽子、外とう、襟巻の着用及び傘等を携帯してはならない。
- (5) 傍聴席以外の部屋に立ち入ってはならない。
- (6) いかなる理由があっても審議会の議席に入ってはならない。
- (7) 審議会を妨害するような行為をしてはならない。
- (8) その他審議会の秩序をみだす行為をしてはならない。

(傍聴の禁止)

第7 次に掲げる者は、傍聴することができない。

- (1) 凶器その他危険なものを所持している者
- (2) 人に危害を加えるおそれがあると認められる者
- (3) 粗暴又は酒気を帯びていると認められる者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審議会を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(退場命令)

第8 会長は、指示に従わない傍聴人の退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第9 審議会は、会議の経過概要及びその結果を記載した会議録を作成するものとする。

(会議録の縦覧)

第10 会議録は、審議会の事務局に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

(庶務)

第11 審議会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

附 則

この要領は、平成17年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。